

MFJ承認競技会開催規定

平成26年12月改訂

1. 承認ロードレース開催規定	2
2. 承認ミニロードレース開催規定	4
3. ロードレースサーキットにおける承認タイムトライアル開催規定	6
4. 承認ミニバイクレース開催規定	8
5. 承認ストリートバイクゲームス開催規定	11
6. 承認モトクロス開催規定	13
7. 承認エンデューロ開催規定	15
8. 承認トライアル開催規定	17
9. 承認スーパーモト開催規定	19
10. 承認ダートトラックレース開催規定	21
11. 承認ドラッグレース開催規定	23
12. その他承認競技会開催規定	25

MFJ承認ロードレース開催規定

第1条 目的

生涯スポーツとしてのロードレース普及振興を目的に、MFJ承認競技会としての条件を下記のように定める。

第2条 MFJ承認ロードレースの定義

1. 開催施設はMFJ公認サーキットでなければならない。
2. 参加者はMFJロードレースライセンス所持者とする。
3. ライセンス昇格の対象としない競技会とする。
4. MFJ国内競技規則に基づいた主催者の定める特別規則で運営される競技会とする。

第3条 参加資格

下記いずれかの有効なMFJライセンスを所持していなければならない。

1. MFJロードレースライセンス（ジュニア、フレッシュマン、国内、国際）所持者
2. 技量・車種によりライセンス区分を設定することが出来るが、参加資格とクラスの妥当性に関して疑義が生じた場合、MFJ加盟団体またはMFJより指導される場合がある。
3. MFJライセンスを必要としないクラスを併催してはならない。

第4条 ブリーフィング（ライダーズミーティング）の開催義務

1. 全参加者に対し競技内容、規則の徹底、安全とマナーに関してブリーフィングを行わなくてはならない。
2. 特に初心者対象のクラスについては十分な説明を要する。

第5条 競技会の格式・登録申請料

MFJ公認・承認競技会登録等に関する規則に則り下記のとおりとする。

1. 承認競技会格式とする。
 2. 承認登録申請料は5.7万円（観客保険料含む）
- ※公認競技会に承認クラスを併催する場合は公認登録申請料に含まれる。

第6条 スポーツ安全保険

1. スポーツ安全保険（加入団体MFJ）の適用が義務付けられる。
その他団体で加入したスポーツ安全保険は認められない。
2. スポーツ安全保険の加入期間は、競技ライセンスに記載される。

第7条 競技会の開催報告

1. 競技会終了後1週間以内に競技会開催報告書を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。
2. 上記に違反した場合は、競技会の公認・承認の取り消し、主催者資格剥奪の場合がある。

第8条 競技役員

審査委員・競技監督・計時長・車検長・コースポスト長は、有効なMFJ競技役員ライセンス所持者でなければならない。内1名は競技役員2級以上でなければならない。

第9条 大会特別規則

競技会申請時に大会特別規則を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。競技内容について疑義がある場合、加盟団体またはMFJより修正を指示される場合がある。

以上

平成14年1月 制定
平成16年 1月 1日改訂
平成19年 1月 1日改訂
平成21年 4月 1日改訂
平成23年 4月 1日改訂
平成24年 4月 1日改訂
平成26年12月 1日改訂

MFJ承認ミニロードレース開催規定

第1条 目的

手軽にモータースポーツを楽しめるミニロードレースについて、MFJ承認競技会としての条件を下記のように定める。

第2条 MFJ承認ミニロードレースの定義

1. コースはMFJ公認サーキットとする。
2. 出場車両
一般公道用市販車の場合は、以下とする。
 - ① 2ストロークの場合125cc以下
 - ② 4ストロークの場合150cc以下レーサー（レーサーエンジン搭載）の場合は以下とする。
 - ① 2ストロークの場合85cc以下
 - ② 4ストロークの場合125cc以下

第3条 参加資格

MFJロードレースライセンス（ジュニア、フレッシュマン、国内、国際）所持者

第4条 ブリーフィング（ライダーズミーティング）の開催義務

1. 全参加者に対し競技内容、規則の徹底、安全とマナーに関してブリーフィングを行わなくてはならない。
2. 特に初心者対象のクラスについては十分な説明を要する。

第5条 競技会の格式・登録申請料

MFJ公認・承認競技会の登録等に関する規則に則り下記のとおりとする。

1. 承認競技会格式とする。
2. 承認登録申請料は1.7万円（観客保険料含む）
※公認競技会に承認クラスを併催する場合は公認登録申請料に含まれる。

第6条 スポーツ安全保険

1. スポーツ安全保険（加入団体MFJ）が適用される。
但し、その他団体で加入したスポーツ安全保険は認められない。
2. スポーツ安全保険の加入期間は、MFJ会員ライセンスに記載される。

第7条 競技会の開催報告

1. 競技会終了後1週間以内に競技会開催報告書を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。
2. 上記に違反した場合は、競技会の公認・承認の取り消し、主催者資格の剥奪場合がある。

第8条 競技役員

審査委員長・競技監督・計時長・車検長はMFJ競技役員ライセンス所持者でなくてはならない。内1名は競技役員2級以上でなければならない。

第9条 大会特別規則

競技会申請時に大会特別規則を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。競技内容について疑義がある場合、加盟団体またはMFJより修正を指示される場合がある。

以上

平成17年 1月 1日制定
平成19年 1月 1日改定
平成21年 4月 1日改訂
平成23年 4月 1日改訂
平成24年 4月 1日改訂
平成26年12月 1日改訂

ロードレースコースにおけるMFJ承認タイムトライアルの開催規定

第1条 目的

モーターサイクル愛好者・モーターサイクルスポーツ初心者へ、「楽しく」「安全に」参加出来る競技会を提供し、モーターサイクルスポーツの普及を図ることを目的に、MFJ承認競技会としての条件を下記のように定める。

第2条 MFJ承認タイムトライアルの定義

1. コースはMFJ公認サーキットとする。
2. スターティンググリッドからのマススタートではないこと。

第3条 参加資格

下記いずれかの有効なMFJ会員ライセンスをエントリーまでに所持していなければならない。

- ・MFJ競技ライセンス（種目問わず、エンジョイ資格含む。但し、ピットクルーはタイプAのみ）
- ・MFJ競技役員・講師ライセンス（運転免許証所持者でスポーツ安全保険加入者のみ）

第4条 講習会の開催義務

初心者への教育・安全確保が重要であり、年少者（15歳以下）または運転免許証を所持していない者、初めてレースに参加する競技者に対しては、必ず競技前に講習会を開催することが義務付けられる。

第5条 ブリーフィング（ライダーズミーティング）の開催義務

1. 全参加者に対し競技内容、規則の徹底、安全とマナーに関してブリーフィングを行わなくてはならない。
2. 特に初心者対象のクラスについては十分な説明を要する。

第6条 競技会の格式・登録申請料

MFJ公認・承認競技会の登録等に関する規則に則り下記とする。

1. 承認競技会格式とする。
 2. 承認登録申請料は1.7万円（観客保険料含む）
- ※公認競技会に承認クラスを併催する場合は公認登録申請料に含まれる。

第7条 スポーツ安全保険

1. スポーツ安全保険（加入団体MFJ）が適用される。
但し、その他団体で加入したスポーツ安全保険は認められない。
2. スポーツ安全保険の加入期間は、MFJ会員ライセンスに記載される。

第8条 競技会の開催報告

1. 競技会終了後1週間以内に競技会開催報告書を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。
2. 上記に違反した場合は、競技会の公認・承認の取り消し、主催者資格の剥奪の場合がある。

第9条 競技役員

審査委員長・競技監督・計時長・コースポスト長は、有効なMFJ競技役員ライセンスを取得してはならない。内1名は競技役員2級以上でなければならない。

第10条 大会特別規則

競技会申請時に大会特別規則を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。競技内容について疑義がある場合、加盟団体またはMFJより修正を指示される場合がある。

以上

平成14年1月制定
平成16年1月1日改定
平成19年1月1日改訂
平成21年4月1日改訂
平成23年4月1日改訂
平成24年4月1日改訂
平成26年12月1日改訂

MFJ承認ミニバイクレース開催規定

第1条 目的

手軽にモータースポーツを楽しめるミニバイクレースについて、MFJ承認競技会としての条件を下記のように定める。

第2条 MFJ承認ミニバイクレースの定義

1. コース

準国内公認サーキットであることが望ましい。公認でない場合は開催地域のMFJ加盟団体の許可を必要とする。ミニバイクレースの併催クラスとして一般市販車150cc以内で17インチ車両のクラスについては、コース長1.6km未満のコースでなければならない。

2. 出場車両

一般市販車または、MFJ公認車両とし、下記の排気量区分に合致しなければならない。

① 2ストロークの場合、排気量 85cc以下

② 4ストロークの場合、排気量125cc以下

③ 一般市販車で販売時点の排気量が4ストローク150cc以下の17インチ車両

※ レース車両のエンジン等改造範囲が趣旨に反する場合はミニバイクレースとして許可されない場合がある。

3. 競技会の最高速度

ミニバイク競技会は安全上、最高速度を150km/h以内となるよう対策をし、運営すること。

4. タイヤの規定

競技会運営に対し、主催者は「ミニバイクタイヤのガイドライン(P10)を参照し」競技会特別規則において「競技会に使用するタイヤ」に関する規定を定め、タイヤ規格の最高速度を遵守しなければならない

レース中の最高速度	使用タイヤ
100km/h 未満	一般市販タイヤ（タイヤ速度J 規格12 インチを含め現行市販品）の使用を定める
100km/h以上	一般市販タイヤの場合は規格（タイヤ速度L規格以上）に適合する範囲での使用、または競技専用（スリックタイヤを除く）タイヤの使用を定める

主催者は、MFJ承認ミニバイク競技会申請書（様式1-3②）に上記「3・競技会の最高速度」と「4・タイヤ規定」を、必ず記載しなければならない。

第3条 参加資格

下記いずれかの有効なMFJ会員ライセンスをエントリーまでに所持していなければならない。

- ・MFJ競技ライセンス（種目問わず、エンジョイ資格含む。但し、ピットクルーは**タイプA**のみ）
- ・MFJ競技役員・講師ライセンス（運転免許証所持者でスポーツ安全保険加入者のみ）

第4条 講習会の開催義務

初心者への教育・安全確保が重要であり、年少者（15歳以下）または運転免許証を所持していない者、初めてレースに参加する競技者に対しては、必ず競技前に講習会を開催することが義務付けられる。

第5条 ブリーフィング（ライダーズミーティング）の開催義務

1. 全参加者に対し競技内容、規則の徹底、安全とマナーに関してブリーフィングを行わなくてはならない。

2. 特に初心者対象のクラスについては十分な説明を要する。

第6条 競技会の格式・登録申請料

MFJ公認・承認競技会の登録等に関する規則に則り下記のとおりとする。

1. 承認競技会格式とする。
2. 承認登録申請料は1.7万円（観客保険料含む）

※公認競技会に承認クラスを併催する場合は公認登録申請料に含まれる。

第7条 スポーツ安全保険

1. スポーツ安全保険（加入団体MFJ）が適用される。
但し、その他団体で加入したスポーツ安全保険は認められない。
2. スポーツ安全保険の加入期間は、MFJ会員ライセンスに記載される。

第8条 競技会の開催報告

1. 競技会終了後1週間以内に競技会開催報告書を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。
2. 上記に違反した場合は、競技会の公認・承認の取り消し、主催者資格の剥奪の場合がある。

第9条 競技役員

審査委員長・競技監督・計時長・車検長は、有効なMFJ競技役員ライセンス所持者でなければならない。内1名は競技役員2級以上でなければならない。

第10条 大会特別規則

競技会申請時に大会特別規則を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。競技内容について疑義がある場合、加盟団体またはMFJより修正を指示される場合がある。

以上

平成16年1月1日制定
平成19年1月1日改定
平成21年4月1日改訂
平成23年4月1日改訂
平成24年4月1日改訂
平成26年12月1日改訂

ミニバイクタイヤのガイドライン

ミニバイクレースにおけるタイヤの規格について

主にレーシングコースを使用したミニバイクレースの参加車両のほとんどは、新車販売時に、標準タイヤとして12 インチタイヤが装着されています。

このミニバイクレースに使用されている12インチタイヤは、JATMAのタイヤ規格がJ規格となつて

おり、最高速度100km/hまでの使用条件のタイヤになっております。

使用タイヤの規格を考慮した競技会の運営を定め運用ください。

JATMA 規格一般市販タイヤ（公道走行可能なタイヤ）

速度記号の見方（参考）

種類	最高速度Km/ h	種類	最高速度 Km/ h	種類	最高速度 Km/ h	
J	100	S	180	ZR	W	
L	120	T	190			270
M	130	H	210			
P	150	V	240		(W)	270超
R	170	Z	240超			

速度記号は、規定の条件下でタイヤが走行できる最高速度を示す記号です。

MFJ承認ストリートバイクゲームス開催規定

第1条 目的

「自らが所有する車両で誰もが参加出来るバイクスポーツ」をコンセプトとし、モーターサイクル愛好者・モーターサイクルスポーツ初心者へ、「楽しく」「安全に」「簡単に」参加出来る競技会を提供し、モーターサイクルスポーツの普及を図ることを目的に、MFJ承認競技会としての条件を下記のように定める。

第2条 MFJ承認ストリートバイクゲームスの定義

1. コース

①全長2kmまでの舗装されたコースとする。

- ・低いスピードレンジで比較的安全なレースが出来る。
- ・マシン性能による差が出にくい。

*上記に適合しない場合はロードレースカテゴリーと見なされる。

② MFJ公認サーキットである必要はないが、公認サーキットでない場合は開催地域のMFJ加盟団体の許可を必要とする。

2. 出場車両

① ナンバー付きの一般公道用車両。

② 150ccまでの4サイクルオフロード専用車両

③ 50ccの年少者用オフロード専用車両

第3条 競技会の内容

ストリートバイクゲームスは基本的に下記種類の競技方法が設定される。

1. 同時スタートのレース
2. タイムトライアル

第4条 参加資格

下記いずれかの有効なMFJ会員ライセンスをエントリーまでに所持していなければならない。

- ・MFJ競技ライセンス（種目問わず、エンジョイ資格含む。但し、ピットクルーは**タイプA**のみ）
- ・MFJ競技役員・講師ライセンス（運転免許証所持者でスポーツ安全保険加入者のみ）

第5条 講習会の開催義務

初心者への教育・安全確保が重要であり、年少者（15歳以下）または運転免許証を所持していない者、初めてレースに参加する競技者に対しては、必ず競技前に講習会を開催することが義務付けられる。

第6条 ブリーフィング（ライダーズミーティング）の開催義務

1. 全参加者に対し競技内容、規則の徹底、安全とマナーに関してブリーフィングを行わなくてはならない。
2. 特に初心者対象のクラスについては十分な説明を要する。

第7条 競技会の格式・登録申請料

MFJ公認・承認競技会の登録等に関する規則に則り下記のとおりとする。

1. 承認競技会格式とする。
2. 承認登録申請料は1.7万円（観客保険料含む）

※公認競技会に承認クラスを併催する場合は公認登録申請料に含まれる。

第8条 スポーツ安全保険

1. スポーツ安全保険（加入団体MFJ）が適用される。
但し、その他団体で加入したスポーツ安全保険は認められない。
2. スポーツ安全保険の加入期間は、MFJ会員ライセンスに記載される。

第9条 競技会の開催報告

1. 競技会終了後1週間以内に競技会開催報告書を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。
2. 上記に違反した場合は、競技会の公認・承認の取り消し、主催者資格の剥奪の場合がある。

第10条 開催クラスの制限

1. ターミネーター250
250cc以下の公道用オフロードバイクをベースとする周回レース
※モトクロッサーや251cc以上の公道用オフロードバイクのレースはストリートバイクゲームスではなく「スーパーモト」と見なし、参加ライセンスが異なる。
2. ターミネーターレディス
4サイクル125cc以下のオフロード専用車両（TTR125/XR100等）の女性専用の周回レース
3. ターミネーターKIDS
小学6年生以下による50cc オフロード専用車両（PW/QR/XR等）の周回レース
4. ワンメーカー
250cc以下の上記①～③に適合する車両による周回レース
5. TT Open（タイムトライアル）
ナンバー付き車両であれば車種を問わないタイムトライアル。

第11条 主催者が設定できる開催クラス

1. 上記以外に地域ニーズにあった開催クラスが申請できるが、従来ロードレース種目（SP・ST等）で開催しているクラスはストリートバイクのカテゴリーには入らない。
2. 初心者向けカテゴリーであり、同時レースは250cc以下であること。
3. タイムトライアルは排気量を問わない。
例：レディスの250ターミネーターを開催する。
ワンメーカーでカブレースを開催する。
ワンメーカーで違う車種で開催する（250のオンロード車等）

第12条 競技役員

審査委員長・競技監督・計時長は、有効なMFJ競技役員ライセンス所持者でなければならない。内1名は競技役員2級以上でなければならない。

第13条 大会特別規則

競技会申請時に大会特別規則を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。競技内容について疑義がある場合、加盟団体またはMFJより修正を指示される場合がある。

以上

平成14年1月 制定
平成16年1月1日改訂
平成17年1月1日改訂
平成19年1月1日改訂
平成21年4月1日改訂
平成23年4月1日改訂
平成24年4月1日改訂
平成26年12月1日改訂

MFJ承認モトクロス開催規定

第1条 目的

モトクロスの普及振興を目的にMFJ承認競技会としての条件を下記のように定める。

第2条 MFJ承認モトクロスの定義

1. クローズドされたオフロードコースで開催されるクロスカンントリー競技
2. ライセンス昇格の対象としない競技会
3. MFJ国内競技規則に基づいた主催者の定める特別規則で運営される競技会

第3条 参加資格

下記いずれかの有効なMFJ会員ライセンスをエントリーまでに所持していなければならない。

- ・MFJ競技ライセンス（種目問わず、エンジョイ資格含む。但し、ピットクルーは**タイプA**のみ）
- ・MFJ競技役員・講師ライセンス（運転免許証所持者でスポーツ安全保険加入者のみ）

第4条 講習会の開催義務

初心者への教育・安全確保が重要であり、年少者（15歳以下）または運転免許証を所持していない者、初めてレースに参加する競技者に対しては、必ず競技前に講習会を開催することが義務付けられる。

第5条 ブリーフィング（ライダーズミーティング）の開催義務

1. 全参加者に対し競技内容、規則の徹底、安全とマナーに関してブリーフィングを行わなくてはならない。
2. 特に初心者対象のクラスについては十分な説明を要する。

第6条 競技会の格式・登録申請料

MFJ公認・承認競技会の登録等に関する規則に則り下記のとおりとする。

1. 承認競技会格式とする。
2. 承認登録申請料は1.7万円（観客保険料含む）
※公認競技会に承認クラスを併催する場合は公認登録申請料に含まれる。

第7条 スポーツ安全保険

1. スポーツ安全保険（加入団体MFJ）が適用される。
但し、その他団体で加入したスポーツ安全保険は認められない。
2. スポーツ安全保険の加入期間は、MFJ会員ライセンスに記載される。

第8条 競技会の開催報告

1. 競技会終了後1週間以内に競技会開催報告書を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。
2. 上記に違反した場合は、競技会の公認・承認の取り消し、主催者資格の剥奪の場合がある。

第9条 競技役員

審査委員長・競技監督・計時長・車検長・コース長は、有効なMFJ競技役員ライセンスを取得していなくてはならない。内1名はMFJ競技役員2級以上でなければならない。

第10条 大会特別規則

競技会申請時に大会特別規則を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。競技内容について疑義がある場合、加盟団体またはMFJより修正を指示される場合がある。

以上

平成14年 1月 制定
平成16年 1月 1日改訂
平成19年 1月 1日改訂
平成21年 4月 1日改訂
平成23年 4月 1日改訂
平成24年 4月 1日改訂
平成26年12月 1日改訂

MFJ承認エンデューロ開催規定

第1条 目的

エンデューロの普及振興を目的に、MFJ承認競技会としての条件を下記のように定める。

第2条 MFJ承認エンデューロの定義

1. ライセンス昇格の対象としない競技会
2. MFJ国内競技規則に基づき主催者の定める特別規則で運営される競技会

第3条 競技会の内容

1. クローズドコースにて開催される競技会
 - ・1台の車両を複数の競技者が交代で走行する競技会
 - ・1台の車両に対し1名の競技者が走行する競技会
 - ・会場の使用許可が必要
2. 公道を使用して開催される競技会
 - ・当該競技について地元行政から公道の使用許可を得ていること。
 - ・MFJ競技ライセンスの他に参加車両で公道走行可能な運転免許証を所持していること。
 - ・参加車両は公道走行の要件を満たしていること。
 - ・参加車両は自賠責保険に加入していること。

第4条 参加資格

下記いずれかの有効なMFJ会員ライセンスをエントリーまでに所持していなければならない。

- ・MFJ競技ライセンス（種目問わず、エンジョイ資格含む。但し、ピットクルーは**タイプA**のみ）
- ・MFJ競技役員・講師ライセンス（運転免許証所持者でスポーツ安全保険加入者のみ）
 - ※全日本選手権は、有効なMFJエンデューロライセンス所持者に限る。
 - ※公道を使用する場合は、参加車両で公道走行可能な有効な運転免許証を所持していなければならない。

第5条 講習会の開催義務

初心者への教育・安全確保が重要であり、年少者（15歳以下）または運転免許証を所持していない者、初めてレースに参加する競技者に対しては、必ず競技前に講習会を開催することが義務付けられる。

第6条 ブリーフィング（ライダーズミーティング）の開催義務

1. 全参加者に対し競技内容、規則の徹底、安全とマナーに関してブリーフィングを行わなくてはならない。
2. 特に初心者対象のクラスについては十分な説明を要する。

第7条 競技会の格式・登録申請料

MFJ公認・承認競技会の登録等に関する規則に則り下記のとおりとする。

1. 承認競技会格式とする。
2. 承認登録申請料は1.7万円（観客保険料含む）
 - ※公認競技会に承認クラスを併催する場合は公認登録申請料に含まれる。

第8条 スポーツ安全保険

1. スポーツ安全保険（加入団体MFJ）が適用される。
但し、その他団体で加入したスポーツ安全保険は認められない。
2. スポーツ安全保険の加入期間は、MFJ会員ライセンスに記載される。
3. 公道使用競技に関してはライダー自身の負傷は適用されるが、第三者に対する人身あるいは物損の補償は自己の自賠責保険による。

第9条 競技会の開催報告

1. 競技会終了後1週間以内に競技会開催報告書を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。
2. 上記に違反した場合は、競技会の公認・承認の取り消し、主催者資格の剥奪の場合がある。

第10条 競技役員

審査委員長・競技監督・計時長・車検長は、有効なMFJ競技役員ライセンスを取得していなくてはならない。内1名は競技役員2級以上でなければならない。

第11条 大会特別規則

競技会申請時に大会特別規則を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。競技内容について疑義がある場合、加盟団体またはMFJより修正を指示される場合がある。

以上

平成14年1月 制定
平成16年1月1日改訂
平成17年1月1日改訂
平成19年1月1日改訂
平成21年4月1日改訂
平成23年4月1日改訂
平成24年4月1日改訂
平成26年12月1日改訂

MFJ承認トライアル開催規定

第1条 目的

トライアルの普及振興を目的に、MFJ承認競技会としての条件を下記のように定める。

第2条 MFJ承認トライアル定義

1. ライセンス昇格の対象としない競技会
2. MFJ国内競技規則に基づいた主催者の定める特別規則で運営される競技会

第3条 競技会の内容

1. クローズドされた会場で行われる競技会
2. 公道を移動して行うツーリングトライアル競技会
 - ・当該競技について地元行政から公道の使用許可を得ていること。
 - ・MFJ競技ライセンスの他に参加車両で公道走行可能な運転免許証を所持していること。
 - ・参加車両は公道走行の要件を満たしていること。
 - ・参加車両は自賠責保険に加入していること。

第4条 参加資格

下記いずれかの有効なMFJ会員ライセンスをエントリーまでに所持していなければならない。

- ・MFJ競技ライセンス（種目問わず、エンジョイ資格含む。但し、ピットクルーは**タイプA**のみ）
- ・MFJ競技役員・講師ライセンス（運転免許証所持者でスポーツ安全保険加入者のみ）

※公道を使用する場合は、参加車両で公道走行可能な運転免許証を所持していなければならない。

第5条 講習会の開催義務

初心者への教育・安全確保が重要であり、年少者（15歳以下）または運転免許証を所持していない者、初めてレースに参加する競技者に対しては、必ず競技前に講習会を開催することが義務付けられる。

第6条 ブリーフィング（ライダーズミーティング）の開催義務

1. 全参加者に対し競技内容、規則の徹底、安全とマナーに関してブリーフィングを行わなくてはならない。
2. 特に初心者対象のクラスについては十分な説明を要する。

第7条 競技会の格式・登録申請料

MFJ公認・承認競技会の登録等に関する規則に則り下記のとおりとする。

1. 承認競技会格式とする。
2. 承認登録申請料は1.7万円（観客保険料含む）
※公認競技会に承認クラスを併催する場合は公認登録申請料に含まれる。

第8条 スポーツ安全保険

1. スポーツ安全保険（加入団体MFJ）が適用される。
但し、その他団体で加入したスポーツ安全保険は認められない。
2. スポーツ安全保険の加入期間は、MFJ会員ライセンスに記載される。
3. 移動路として公道を使用したツーリングトライアルの場合、ライダー自身の負傷は適用されるが、第三者に対する人身あるいは物損の補償は自己の自賠責保険による。

第9条 競技会の開催報告

1. 競技会終了後1週間以内に競技会開催報告書を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。
2. 上記に違反した場合は、競技会の公認・承認の取り消し、主催者資格の剥奪の場合がある。

第10条 競技役員

審査委員長・競技監督・計時長・車検長は、有効なMFJ競技役員ライセンスを取得していなければならない。内1名は競技役員2級以上でなければならない。

第11条 大会特別規則

競技会申請時に大会特別規則を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。競技内容について疑義がある場合、加盟団体またはMFJより修正を指示される場合がある。

以上

平成14年 1月 制定
平成16年 1月 1日改訂
平成19年 1月 1日改訂
平成21年 4月 1日改訂
平成23年 4月 1日改訂
平成24年 4月 1日改訂
平成26年12月 1日改訂

MFJ承認スーパーモト開催規定

第1条 目的

生涯スポーツとしてのスーパーモトの普及振興を目的に、MFJ承認競技会としての条件を下記のように定める。

第2条 MFJ承認スーパーモトの定義

1. ライセンス昇格の対象としない競技会
2. MFJ国内競技規則に基づいた主催者の定める特別規則で運営される競技会

第3条 参加資格

下記いずれかの有効なMFJ会員ライセンスをエントリーまでに所持していなければならない。

- ・MFJ競技ライセンス（種目問わず、エンジョイ資格含む。但し、ピットクルーは**タイプA**のみ）
- ・MFJ競技役員・講師ライセンス（運転免許証所持者でスポーツ安全保険加入者のみ）

第4条 講習会の開催義務

1. 初心者への教育・安全確保が重要であり、年少者（15歳以下）または運転免許証を所持していない者、初めてレースに参加する競技者に対しては、必ず競技前に講習会を開催することが義務付けられる。

第5条 ブリーフィング（ライダーズミーティング）の開催義務

1. 全参加者に対し競技内容、規則の徹底、安全とマナーに関してブリーフィングを行わなくてはならない。
2. 特に初心者対象のクラスについては十分な説明を要する。

第6条 競技会の格式・登録申請料

MFJ公認・承認競技会の登録等に関する規則に則り下記のとおりとする。

1. 承認競技会格式とする。
2. 承認登録申請料は1.7万円（観客保険料含む）
※公認競技会に承認クラスを併催する場合は公認登録申請料に含まれる。

第7条 スポーツ安全保険

1. スポーツ安全保険（加入団体MFJ）が適用される。
但し、その他団体で加入したスポーツ安全保険は認められない。
2. スポーツ安全保険の加入期間は、MFJ会員ライセンスに記載される。

第8条 競技会の開催報告

1. 競技会終了後1週間以内に競技会開催報告書をMFJ加盟団体に送付しなければならない。
2. 上記に違反した場合は、競技会の公認・承認の取り消し、主催者資格の剥奪の場合がある。

第9条 競技役員

審査委員・競技監督・計時長・車検長・コースポスト長は、有効なMFJ競技役員ライセンス（RD・MX・TRのいずれか）を取得していなくてはならない。内1名は競技役員2級以上でなければならない。

第10条 大会特別規則

競技会申請時に大会特別規則を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。競技内容について疑義がある場合、加盟団体またはMFJより修正を指示される場合がある。

以上

平成19年1月1日制定

平成21年4月1日改訂

平成23年4月1日改訂

平成24年4月1日改訂

平成26年12月1日改訂

MFJ承認ダートトラックレース開催規定

第1条 目的

生涯スポーツとしてのダートトラックレースの普及振興を目的にMFJ承認競技会としての条件を下記のように定める。

第2条 MFJ承認ダートトラックレースの定義

1. ライセンス昇格の対象としない競技会
2. MFJ国内競技規則に基づいた主催者の定める特別規則で運営される競技会

第3条 競技会の内容

ダートオーバルコースで行われる競技会。

第4条 参加資格

下記いずれかの有効なMFJ会員ライセンスをエントリーまでに所持していなければならない。

- ・MFJ競技ライセンス（種目問わず、エンジョイ資格含む。但し、ピットクルーは**タイプA**のみ）
- ・MFJ競技役員・講師ライセンス（運転免許証所持者でスポーツ安全保険加入者のみ）

第5条 講習会の開催義務

初心者への教育・安全確保が重要であり、年少者（15歳以下）または運転免許証を所持していない者、初めてレースに参加する競技者に対しては、必ず競技前に講習会を開催することが義務付けられる。

第6条 ブリーフィング（ライダーズミーティング）開催義務

1. 全参加者に対し競技内容、規則の徹底、安全とマナーに関してブリーフィングを行わなくてはならない。
2. 特に初心者対象のクラスについては十分な説明を要する。

第7条 競技会の格式・登録申請料

MFJ公認・承認競技会の登録等に関する規則に則り下記のとおりとする。

1. 承認競技会格式とする。
 2. 承認登録申請料は別途定める
- ※公認競技会に承認クラスを併催する場合は公認登録申請料に含まれる。

第8条 スポーツ安全保険

1. スポーツ安全保険（加入団体MFJ）が適用される。
但し、その他団体で加入したスポーツ安全保険は認められない。
2. スポーツ安全保険の加入期間は、MFJ会員ライセンスに記載される。

第9条 競技会の開催報告

1. 競技会終了後1週間以内に競技会開催報告書を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。
2. 上記に違反した場合は、競技会の公認・承認の取り消し、主催者資格の剥奪の場合がある。

第10条 競技役員

審査委員長・競技監督・計時長・車検長は、有効なMFJ競技役員ライセンス所持者でなければならない。内1名は競技役員2級以上でなければならない。

第11条 大会特別規則

競技会申請時に大会特別規則を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。競技内容について疑義がある場合、加盟団体またはMFJより修正を指示される場合がある。

以上

平成 14 年 1 月 制定
平成 16 年 1 月 1 日改訂
平成 19 年 1 月 1 日改訂
平成 21 年 4 月 1 日改訂
平成 23 年 4 月 1 日改訂
平成 24 年 4 月 1 日改訂
平成26年12月 1日改訂

MFJ承認ドラッグレース開催規定
(現在ライセンスの発行および競技会は休止)

第1条 目的

ドラッグレースの普及振興を目的にMFJ承認競技会としての条件を下記のように定める。

第2条 MFJ承認ドラッグレースの定義

1. 開催施設はMFJ ドラッグレース部会が認めた会場でなければならない。
2. ライセンス昇格の対象としない競技会
3. MFJ国内競技規則に基づいた主催者の定める特別規則で運営される競技会

第3条 参加資格

下記いずれかの有効なMFJ会員ライセンスをエントリーまでに所持していなければならない。

- ・MFJ競技ライセンス（種目問わず、エンジョイ資格含む。但し、ピットクルーは**タイプA**のみ）
- ・MFJ競技役員・講師ライセンス（運転免許証所持者でスポーツ安全保険加入者のみ）

第4条 講習会の開催義務

初心者への教育・安全確保が重要であり、年少者（15歳以下）または運転免許証を所持していない者、初めてレースに参加する競技者に対しては、必ず競技前に講習会を開催することが義務付けられる。

第5条 ブリーフィング（ライダーズミーティング）の開催義務

1. 全参加者に対し競技内容、規則の徹底、安全とマナーに関してブリーフィングを行わなくてはならない。
2. 特に初心者対象のクラスについては十分な説明を要する。

第6条 競技会の格式・登録申請料

MFJ公認・承認競技会の登録等に関する規則に則り下記のとおりとする。

1. 承認競技会格式とする。
2. 承認登録申請料は別途定める。
※公認競技会に承認クラスを併催する場合は公認登録申請料に含まれる。

第7条 スポーツ安全保険

1. スポーツ安全保険（加入団体MFJ）が適用される。
但し、その他団体で加入したスポーツ安全保険は認められない。
2. スポーツ安全保険の加入期間は、MFJ会員ライセンスに記載される。

第8条 競技会の開催報告

1. 競技会終了後1週間以内に競技会開催報告書を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。
2. 上記に違反した場合は、競技会の公認・承認の取り消し、主催者資格の剥奪の場合がある。

第9条 競技役員

審査委員長・競技監督・計時長・車検長は、有効なMFJ競技役員ライセンス所持者でなければならない。内1名は競技役員2級以上でなければならない。

第10条 大会特別規則

競技会申請時に大会特別規則を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。競技内容について疑義がある場合、加盟団体またはMFJより修正を指示される場合がある。

以上

平成14年 1月 制定
平成16年 1月 1日改訂
平成19年 1月 1日改訂
平成21年 4月 1日改訂
平成23年 4月 1日改訂
平成24年 4月 1日改訂
平成26年12月 1日改訂

MFJその他承認競技会開催規定

第1条 目的

モーターサイクルスポーツの普及振興を目的に、MFJ承認競技会としての条件を下記のように定める。

第2条 MFJ承認競技会の定義

1. ライセンス昇格の対象としない競技会
2. MFJ国内競技規則に基づいた主催者の定める特別規則で運営される競技会
3. MFJが認めた種目・内容で行われる競技会

第3条 参加資格

下記いずれかの有効なMFJ会員ライセンスをエントリーまでに所持していなければならない。

- ・MFJ競技ライセンス（種目問わず、エンジョイ資格含む。但し、ピットクルーは**タイプA**のみ）
- ・MFJ競技役員・講師ライセンス（運転免許証所持者でスポーツ安全保険加入者のみ）

第4条 講習会の開催義務

1. 初心者への教育・安全確保が重要であり、年少者（15歳以下）または運転免許証を所持していない者、初めてレースに参加する競技者に対しては、必ず競技前に講習会を開催することが義務付けられる。

第5条 ブリーフィング（ライダーズミーティング）の開催義務

1. 全参加者に対し競技内容、規則の徹底、安全とマナーに関してブリーフィングを行わなくてはならない。
2. 特に初心者対象のクラスについては十分な説明を要する。

第6条 競技会の格式・登録申請料

MFJ公認・承認競技会の登録等に関する規則に則り下記のとおりとする。

1. 承認競技会格式とする。
2. 承認登録申請料は1.7万円（観客保険料含む）

※公認競技会に承認クラスを併催する場合は公認登録申請料に含まれる。

第7条 スポーツ安全保険

1. スポーツ安全保険（加入団体MFJ）が適用される。
但し、その他団体で加入したスポーツ安全保険は認められない。
2. スポーツ安全保険の加入期間は、MFJ会員ライセンスに記載される。

第8条 競技会の開催報告

1. 競技会終了後1週間以内に競技会開催報告書を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。
2. 上記に違反した場合は、競技会の公認・承認の取り消し、主催者資格の剥奪の場合がある。

第9条 競技役員

審査委員長・競技監督・計時長・車検長は、有効なMFJ競技役員ライセンスを取得していなくてはならない。内1名は競技役員2級以上でなければならない。

第10条 大会特別規則

競技会申請時に大会特別規則を所属のMFJ加盟団体に送付しなければならない。競技内容について疑義がある場合、加盟団体またはMFJより修正を指示される場合がある。

以上

平成14年 1月 制定
平成16年 1月 1日改定
平成19年 1月 1日改訂
平成21年 4月 1日改訂
平成23年 4月 1日改訂
平成24年 4月 1日改訂
平成26年12月 1日改訂